

研究活動における不正行為に対する取組等について

研究活動に関わる不正行為は科学への信頼を大きく揺るがし、科学の発展を妨げる、あってはならないものであり、研究不正防止のためのより一層の取組が求められている。

文部科学省

- ガイドラインを策定し、各機関における不正対応の体制整備の促進

研究活動の不正行為への対応のガイドライン(科学技術・学術審議会)

- ・競争的資金に係る研究活動の不正行為等に資金配分機関や大学等の研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等についての指針 (平成18年8月)
- 競争的資金の適正な執行に関する指針を策定(関係府省連絡会申合せ平成17年9月)
 - ・競争的資金の不正を行った者に他省庁を含む競争的資金の応募資格を制限
 - ・不正行為の内容に応じてペナルティを細分化、共著者に対するペナルティを明確化(平成24年10月)
- 研究倫理教材の作成支援(CITI Japan「大学間連携共同教育推進事業」において補助)
- 会議等を通じた研究不正防止に関する先進事例の紹介・普及啓発など

資金配分機関における取組等

- 研究不正に関する告発等の受付窓口の設置
- 不正行為への対応(措置、公表等)
- 研究倫理に関する教育・啓発など

〈不正防止のための取組例〉

- ・公募要領に不正行為に関する項目を設け、応募者、研究機関に不正行為が認められた場合の措置等を周知
- ・「ハンドブック」の作成など、不正防止について普及・啓発
- ・説明会にて不正行為の防止について説明
- ・不正行為防止のための講習を実施し、誓約書の提出を義務化
- ・事業に参加する研究員への研究倫理教材(CITI Japan等)の履修の義務化 など

研究機関等における取組等

- 研究不正に関する告発等の受付窓口設置の体制整備や規程の整備
- 不正行為への対応(調査、措置、公表等)
- 研究倫理に関する教育・啓発など

〈不正防止のための取組例〉

- ・機関独自の行動規範の策定
- ・CITI Japanなど研究倫理教材の作成、履修の促進
- ・管理職を対象に「研究リーダーのコンプライアンスブック」を配布
- ・管理職の研修参加の義務化
- ・通報相談のみならず、アンケート調査や職員への個別インタビューを通じて職員等の意識把握
- ・利益相反ポリシー及びマネジメントシステムの整備 など

日本学術会議

- 科学者の行動規範を策定し、自主的、自律的に周知

科学者の行動規範

- ・科学者の自立性に依拠するすべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範
- ・研究活動における不正行為の事案の発生や東日本大震災を契機とし科学者の責任の問題等を踏まえ改定。(平成18年10月制定、平成25年1月改定)

※平成25年2月「『責任ある研究活動』の実現に向けて」を開催(共催:JSPS、後援:文科省)